製造計画書（フルオロカーボン移充てん用）

１　製造の目的

２　処理能力（㎥／日）

３　高圧ガス設備等の概要

４　一般高圧ガス保安規則第12条の技術上の基準に対応する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 適用法令 | 準用条項 | 基準 | 対応状況 |
| 一般則第１２条第１項第２号 | 第８条第１項第１号 | 製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと。 |  |
| 第８条第１項第２号 | 製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。 |  |
| 第８条第１項第４号 | 可燃性ガス、特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。 |  |
| 一般則第１２条第２項第１号 |  | 高圧ガスを容器に充てんするときは、火気を取り扱う場所、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から５ｍ以内でしないこと。 |  |
| 一般則第１２条第２項第２号 | 一般則第６条第２項第４号 | 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に以上の有無を確認する他、１日に１回以上製造設備の作動状況を点検し、異常のある時は、危険を防止する措置を講じること。 |  |
| 一般則第６条第２項第５号 | ガス設備の修理又は清掃は、予め作業の責任者を定め、作業計画書に従い、作業責任者の監視の下に行うこと。また、修理等が終了した時は、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。 |  |
| 一般則第６条第２項第６号 | 製造設備に設けたバルブを操作する場合には、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。 |  |
| 一般則第６条第２項第８号 | （１）充てん容器と残ガス容器は区分しておくこと  （２）容器置場には必要なもの以外は置かないこと  （３）充てん容器等は常に温度４０度以下に保つこと  （４）充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。 |  |